

できることから始めよう!

海洋プラスチック ごみ防止 6R県民運動

令和4年2月9日
静岡県くらし・環境部廃棄物リサイクル課

世界のプラスチック生産量及び廃棄量

1950年～2015年に作られたプラスチック
83億トン

- 63億トンはごみに
うち79%は埋立か投棄
12%は焼却
- リサイクルは9%、約6億トン

このままのペースでいくと
2050年には120億トンが埋立・投棄

出典：インフォビジュアル研究所「図解でわかる14歳からのプラスチックと環境問題」太田出版、2019年、6ページほか

日本におけるプラスチックのマテリアルフロー

プラスチックごみの6割以上が燃やされている

日本のプラスチック資源のフロー(2018)

生産量 1,143万トン
プラスチックごみ 891万トン
燃やすことで温暖化が加速
CO₂ 64%

使用中
プラスチックごみ 891万トン
単焼却 8%
熱回収 56%
埋立 8%
リサイクル 26%

国内リサイクル 18%
海外輸出 10%

出典：WWFジャパンほか「海洋プラスチックごみについて考えよう」(2020年7月)

海洋プラスチックごみによる海洋汚染の状況

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算もある。

約11億トン

海洋中の魚の量 (約10億トン)

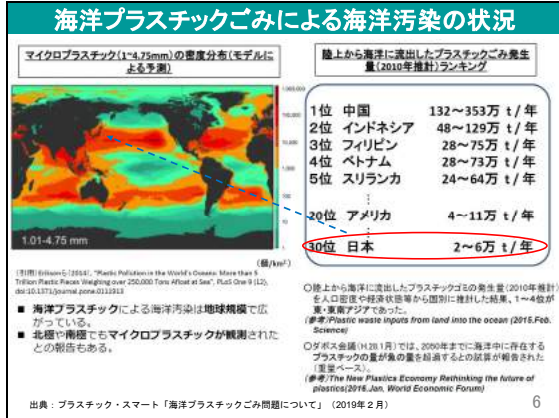
約2億トン

海洋へのプラスチック流出の累積量

2020年 2030年 2040年 2050年

【Jambeck論文等での統計に補いられた仮定】
●プラスチック生産量が、毎年5%増加すると仮定
●生産量(2015年は3.22億トン)の約3%が海に流出と仮定
出典：THE NEW PLASTIC ECONOMY(2019), PlasticsEurope(2015), J. K. Jambeck et al., Plastic waste inputs from land into the ocean Science, 31 February 2015

出典：環境省「海ごみゼロウィーク・アワード参考資料」(2020年2月)



海洋プラスチックごみによる海洋汚染(日本の状況)

海洋プラスチックごみ防止 6R県民運動

6つのRで 未来の海を守ろう!

お問合せ 静岡県廃棄物リサイクル課 TEL.054-221-2426 → 静岡県 6R 検索

海洋プラスチックごみによる海洋汚染(日本の状況)

- 海岸での漂着ごみの事例
 - 山形県酒田市飛鳥
 - 長崎県対馬市
- 漂着物の例
 - 漁具
 - ポリタンク
 - 洗剤容器
- 想定される被害
 - 生態系を含めた海洋環境への影響
 - 船舶航行への障害
 - 観光・漁業への影響
 - 沿岸域居住環境への影響

⇒近年、海洋中のマイクロプラスチック(※)が生態系に及ぼす影響が懸念されている。
※サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみ

出典：プラスチック・スマート「海洋プラスチックごみ問題について」(2019年2月)

深海調査(JAMSTEC)でみられたもの

製造年月日：昭和59年9月

St.10

St.2

出典：JAMSTECウェブサイト(2021年7月2日閲覧)

本県の漂着ごみの状況

県内の海岸域におけるプラスチックごみ (平成30年度 県環境衛生科学研究所調査)



ペットボトル



魚網、ビニールひも



履物



食品包装



発泡スチロール

出典：県環境衛生科学研究所（マイクロプラスチック調査資料編）

マイクロプラスチックとは

マイクロプラスチックとは

- ・微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。2015年独G7首脳宣言においても、海洋ごみ(とりわけプラスチック)が世界的な問題であることが確認された。
- ・環境省においては、マイクロプラスチックについて、その海洋汚染の課題把握を推進。具体的には、日本周辺海域等における分布状況・マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量を把握するための調査を実施。

分類

①一次のマイクロプラスチック (primary microplastics)

- ・マイクロサイズで製造されたプラスチック。洗剤料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズ等。排水溝等を通じて自然環境中に流出。
- ⇒発生抑制対策として、一部の国(米国、カナダ、フランス、英国)ではマイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造や販売が規制されている。日本では、日本化粧品工業連合会が平成28年3月に会員企業1,100社に自主規制呼びかけを通知。
- ⇒燃焼のため、製品化された後の対策や自然環境中での回収は困難。

②二次的マイクロプラスチック (secondary microplastics)

- ・大きなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・粉砕されて、マイクロサイズになったもの。
- ⇒発生抑制対策として、普及啓発や廃棄物管理・リサイクルの推進等が有効。
- ⇒マイクロ化する前段階(大きなサイズ)での回収も必要。

成分表示

マイクロビーズ

市販のスクラブ入り洗顔料

日本海沖合で採集された、発泡スチロール片

出典：環境省「プラスチックを取り巻く国内外の状況」(2018年8月)

プラスチックは体内に入っている

<https://yourplasticdiet.org/jp>



1週間にクレジットカード1枚?

人は平均すると毎年100,000粒のプラスチックの小さなかけらを摂取しています。想像にすると、最大の想定で1週間で5g、1カ月で21g、1年で250gとなります。

出典：WWFウェブページ

出典：WWFジャパンウェブサイト (2021年7月閲覧)

県の取組

◆美しい静岡県の海岸を守るために

プラスチックごみ流出防止のためにできることは?

↓

県民一人ひとりができることから取り組む

↓

プラスチックごみの発生抑制

+

プラスチックごみの流出防止

↓

「海洋プラスチックごみ防止『6R県民運動』」

13

「6R県民運動」の推進

＜個人で、家庭で、事業所で、地域で実践＞

静岡県独自の3R	3R
<p>Refuse リフューズ 「断る」</p> <p>Return リターン 「返す・持ち帰る」</p> <p>Recover リカバー 「回復させる」</p>	<p>Reduce リデュース 「減らす」</p> <p>Reuse リユース 「繰り返し使う」</p> <p>Recycle リサイクル 「再利用する」</p>

14

6 R 県民運動の展開

<p>2019年 5月30日 推進大会開催</p> <p>6月 環境月間(6/3街頭キャンペーン)</p> <p>7月 海の日(7/13 田子の浦で清掃イベント)</p> <p>10月18日 「6R推進フォーラム」講演・実践事例発表</p> <p>11月 店舗でのイベント(島田アピタ)ほか啓発</p> <p>12月 不法投棄撲滅月間(街頭キャンペーン)</p> <p>エシカルラボイベント啓発(浜松市)</p> <p>1月 SDG's Collection Supported by TGC イベント啓発</p> <p>3月 レジ袋リフューズへのクルポポイント付与開始 など</p>
<p>2020年 県民参加「6Rで海のごみをへらすのであへるキャンペーン」</p> <p>6R啓発セミナーへの講師派遣</p> <p>産廃3Rキャンペーン「プラスチックごみ削減部門」</p> <p>シンボルイベント(県主催清掃イベント…10月:田子の浦)</p>
<p>2021年度 6 R 県民運動の実践、運動の更なる拡大</p>

15

6 R 県民運動での県の取組

2020年11月
イオン袋井店(袋井市)で6R県民運動・食品ロス削減啓発イベント



16

6 R 県民運動での県の取組

2021年10月
県主催海岸清掃イベント(田子の浦港付近の海岸)



17

6 R 県民運動の成果

6 R 県民運動の賛同者 … 約370団体に
(団体、企業、市町)
清掃活動への参加者数 … 延べ約40万人
(2019年度)
コロナ禍で2020年度は約18万人

6R県民運動 県特設ウェブサイト「賛同企業・団体」のページ
https://r-kurashi.machipo.jp/shizuokaken_6R/supporter.html



6 R の取組の輪



社員で道路や緑地等、清掃活動を行っています。
(清掃部の活動)



オンライン人形劇をやって、廃棄プラスチックの
削減を呼び掛けています。
(清掃部の活動)



地元女性団体と連携し、スーパーマーケットで
レジキャンペーンを実施しました。
(総務部)

プラスチック資源循環法

2019年5月
「プラスチック資源循環戦略」の策定

2020年5月～2021年1月

「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議」で戦略の具体化するための審議
2021年1月に、中央環境審議会「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(意見具申)」が発出

2021年6月
「プラスチックに係る資源循環の促進等
に関する法律」成立 / 22年4月施行
(略称：プラスチック資源循環法 又は プラスチック資源循環促進法)

プラスチック資源循環法

第4条 (事業者及び消費者の責務)

- 1 事業者は、**プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等**を行うよう努めなければならない。
- 2 (略)
- 3 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等の**プラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用する**よう努めなければならない。

20

プラスチック資源循環法

事業者は、

- ①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること
- ②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること
- ③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと
- ④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施すること

に努める

出典：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ」<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

21